

青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (平成30年度:平成30年5月31日)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

*交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業の開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。
※事業予定内容から変更があった場合は、一先ず担当者へご連絡ください。

4. 事業完了

※事業の完了とは: 練習会、ミニコンサートなどの事業終了日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○支払時期については、交付決定通知発送後または振込依頼書受付日より2週間程度いただきます。